

桜区防災ニュース

第25号（令和4年1月）

刈谷市桜区自主防災会

災害時の避難所について

桜地区の皆様、新年おめでとうございます。

昨年はコロナ禍の中でしたが、桜区自主防災会は避難行動要支援者の方への花ポットプレゼント活動や防災訓練、避難所開設訓練が実施でき、皆様のご協力に改めて感謝申し上げます。

刈谷市は、現在指定避難所37か所、避難可能施設（市民館）23か所を定めていますが、これらの避難所は最後の砦です。まずは自宅の耐震化、家具の固定、家庭の備蓄をしっかりとって、避難所だけに頼らない対策をお願いいたします。

1. 在宅避難のススメ

自宅が倒壊や浸水などによる危険がなく、安全な状態であれば、発災後も自宅での「在宅避難」が薦められています。その場合、避難所の受付で「**避難所登録票**」（添付）を出していただくと、水や物資の受取りや情報の入手が可能となります。また、登録票を事前に記入しておくことで、発災時に円滑な受付ができますので、ご協力をお願いいたします。

2. 分散避難も有効な手立て

安全な地域の親戚や友人の家や車中泊、テント泊も有効な手立てです。いざというときに備えて、必要な準備をしておきましょう。

3. 避難所の開設と運営

自宅が危険な場合は迷わず避難所に行きましょう。市の応急危険度判定及び安全確認が終わり駆けつけた人が何人か集まったら、まず避難所の開設キット箱を開けてください。その中に「**避難所開設マニュアル**」や開設作業に必要な資機材が入っています。集まった人達で本部長と各班の班長を決め、開設マニュアルに従って作業を進めてください。開設準備作業が終わったら、避難者の受入れを開始します。避難者の居住が開始されたら、「**避難所運営マニュアル**」に従って、避難所運営委員会を立ち上げ、避難所を利用する人が中心になって運営することになります。避難所は避難者による自主運営が原則で、市災害対策本部が避難所の後方支援を行いますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

避難とは「難」を「避」けることです。最も安全な避難を考えましょう。

①在宅避難

安全な場合は自宅で避難



②分散避難

知人宅など
安全な場所へ避難



③避難場所

危険なときは迷わずに
避難場所へ

